

# 社会保険ひろしま

第867号

- 国民年金第3号被保険者が海外に転出したときは…
- 電子申請をご利用いただいている方へ（令和2年11月以降の電子申請の変更点）
- 日本年金機構における新型コロナウイルス感染症対策について
- 出張相談所開設のご案内（12月）その他
- 事業者健診データの提供についてのお願い
- 「被扶養者状況リスト」の提出はお済みですか？
- 仕事中や通勤途中に負傷した場合、健康保険は使用できません
- 健康保険委員登録のお願い



職場内で回覧して下さい

## 広島県の状況

令和2年9月末

		厚生年金	健康保険
適用事業所数		55,687	55,203
船舶所有者数		274	346
被保険者数	男性	512,922人	390,041人
	女性	315,815人	265,002人
	船員	3,246人	3,321人

# 日本年金機構からのお知らせ

## 国民年金第3号被保険者が海外に転出したときは・・・

本年4月から、国民年金第3号被保険者の加入要件に、原則として国内に居住していること（国内居住要件）が追加されたため、次のいずれかの手続きが必要です。

海外転出した（日本国内に住民票がない）とき	国内居住要件の例外（海外特例要件）に該当するとき
<ul style="list-style-type: none"> <li>▶原則として第3号被保険者資格を喪失します。</li> <li>▶国民年金第3号被保険者関係届により、第3号被保険者でなくなったことの届出を提出します。</li> <li>※日本国籍の方は任意で国民年金に加入することができます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶留学生や海外赴任に同行する等の日本国内に生活の基礎がある（海外特例要件）と認められるときは、引き続き第3号被保険者になります。</li> <li>▶国民年金第3号被保険者関係届に必要な書類を添付し提出します。</li> </ul>

※ 留学等他にも海外特例要件がありますので、詳しくは日本年金機構ホームページをご確認ください。

## 電子申請をご利用いただいている方へ（令和2年11月以降の電子申請の変更点）

【その1】 e-GovのGビズIDによる申請への対応	令和2年11月24日（火）から、e-Gov（電子政府の総合窓口）が、GビズIDによる電子申請への対応を開始します。詳しくはe-Gov（ <a href="https://www.e-gov.go.jp">https://www.e-gov.go.jp</a> ）ホームページをご参照ください。
【その2】 法令改正等による様式変更	<p>令和2年12月1日（火）から、次の届書の様式変更に対応した「届書作成プログラム」を機構ホームページに掲載します。最新版をダウンロードした上での提出にご協力をお願いします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「健康保険被扶養者（異動）・国民年金第3号被保険者関係届」 「国民年金第3号被保険者関係届」 <ul style="list-style-type: none"> <li>・海外特例要件に係る申請時の入力欄の追加</li> <li>・扶養認定事務の変更に係る「続柄確認済み」のチェックボックス追加</li> </ul> </li> <li>2 「健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届」 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「喪失（不該当）原因」欄に「社会保障協定による喪失」の項目を追加</li> </ul> </li> </ol>

## 日本年金機構における新型コロナウイルス感染症対策について

日本年金機構の職員が事業所などお客様のところに訪問させていただく際には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、訪問前の検温・風邪症状の有無の確認とともに、マスクの着用や手指消毒などを徹底して行います。お客様におかれましても、マスクの着用や、定期的な換気など「3密」を避けるための対応にご協力をお願いいたします。

その他、日本年金機構における新型コロナウイルス感染症対策については、日本年金機構ホームページをご確認いただくとともに、各種届出は電子申請や郵送を積極的にご利用いただくようご協力をお願いします。

日本年金機構  <https://www.nenkin.go.jp/>

◆ 出張相談所開設のご案内（12月） ※開催の有無につきましては、事前に年金事務所にご確認ください。

市 町	日 時		会 場	予約制の有無
				① 予約の受付締め ② 予約先及び電話番号
大竹市	毎週火曜日	10:00~15:30	大竹商工会議所	<b>予約制 ※1</b> ① 相談日の前々日の午前中 ② 広島西年金事務所 ☎082-535-1505
竹原市	12月9日(水)	10:00~15:30	人権センター1階会議室 (竹原市中央5-5-17)	<b>予約制 ※1</b> ① 相談日の前々日の午前中 ② 呉年金事務所 ☎0823-22-1691
尾道市	毎週火・木曜日	10:00~15:30	尾道市役所本庁舎2階 多目的スペース3	<b>完全予約制 ※1</b> ① 相談日の前日の午前中 ② 三原年金事務所 ☎0848-63-4111
尾道市因島	毎週月曜日	10:00~15:30	因島総合福祉保健センター はっさく交流館(旧田熊中学校) 3階第1・2相談室	
尾道市向島	毎週金曜日	10:00~15:30	尾道市向島支所 1階相談待合室	
大崎上島町	12月15日(火)	10:00~15:30	大崎上島町 東野保健福祉センター	
庄原市	12月16日(水)	10:00~15:00	庄原市役所東城支所	<b>予約制 ※1</b> ① 相談日の前日 ② 三次年金事務所 ☎0824-62-3107

※1 各年金事務所への予約申し込みは電話音声案内の「1」の後に「2」を押してください。

◆ 年金事務所で年金の予約相談を行っています。

ご予約いただくと、お客様のご都合に合わせてスムーズに相談できます。またご相談内容にあったスタッフが事前に準備のうえ、丁寧に対応します。

**予約申し込みは「予約受付専用電話」へ！0570-05-4890**

- 予約相談希望日の1カ月前から前日まで受付しています。
- ご連絡の際は、基礎年金番号のわかる年金手帳や年金証書をご準備ください。
- お近くの年金事務所でも受付しています。

◆ 届書等の広島広域事務センター直送のお願い

事務センターでは、届出いただいた届書の審査、入力処理、発送業務を一括して行っています。少しでも早くお客様に保険証や通知書等をお届けするため、事務センターへの直送をお願いします。

送付先：〒730-8602 広島市中区中島町3-25 ニッセイ平和公園ビル  
日本年金機構 広島広域事務センター

◆ 手話による年金相談のご案内

※開催の有無につきましては、事前に年金事務所にご確認ください。

会 場	日 時
広島東年金事務所	12月9日(水)
福山年金事務所	13時~15時

○毎月第二土曜日（13時~16時）は広島県内の年金事務所への事前申し込みにより、手話による年金相談を行っています。

# 全国健康保険協会広島支部からのお知らせ

## 事業者健診データの提供についてのお願い

協会けんぽでは、加入者皆様の健康の保持・増進を目的として事業所で実施されている定期健康診断(労働安全衛生法に基づく健診)の結果データの取得に取り組んでいます。

### 提供方法

協会けんぽ広島支部ホームページより「同意書」をダウンロードしていただき、協会けんぽ広島支部までご提出ください。

協会けんぽへ同意書を提出するだけでOK!

### メリット

協会けんぽに40歳以上の従業員の方の健診結果を提供いただくと、無料で健康サポート(特定保健指導)が受けられます。

協会けんぽ広島支部  
マスコットキャラクター  
健康かえで!



### 特定保健指導とは?

特定保健指導とは、健診結果をもとにメタボリックシンドロームのリスクがある方に対して、専門スタッフが一緒に生活習慣を見直して、疾病の発症や重症化を予防しようという取り組みです。

### 提供までの流れ



健診結果は、健診機関から協会けんぽへ直接提供されます!

※提供が困難な健康機関で受診された場合、事業主様へ健診結果の提供を直接お願いすることがあります。

## 「被扶養者状況リスト」の提出はお済みですか?

10月上旬から10月下旬にかけて、事業主の皆様へ「被扶養者状況リスト」を送付し、被扶養者資格の再確認をお願いしております。ご提出の際は、リストに記載されている方が被扶養者の要件に該当するかをご確認のうえ、同封の返信用封筒にて必ずご提出ください。

**提出期限は、11月30日(月)です。**

お早めのご提出をお願いいたします。

協会けんぽ広島支部  
マスコットキャラクター  
健康いろは



### ◎ 当リストの対象者

※対象の被扶養者の方がない事業所には、被扶養者状況リストはお送りしていません。

- ・令和2年4月1日時点で18歳以上の方
- ・令和2年4月1日より前に被扶養者となった方

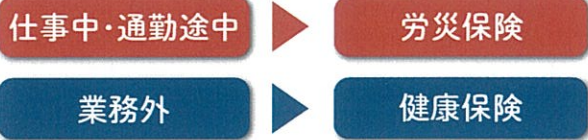
昨年度は皆様からのご提出により、**約6.6万人の方が扶養解除となり、15億円の負担削減(推計)\***となりました。今年度もご協力をお願いいたします。

(\*高齢者医療制度への拠出金の負担軽減額)

# 仕事中や通勤途中に負傷した場合、健康保険は使用できません

健康保険では、業務外の事由による負傷に関して保険給付を行います。仕事中(業務中)や通勤途中に負傷した場合は労災保険の給付となりますので、健康保険は使用できません。

仕事中や通勤途中に負傷し、医療機関を受診する場合は、負傷した原因を必ず伝え、労災保険扱いで診療を受けてください。



個人や勤務先の判断で健康保険か労災保険かを選択することはできません。



## ● 労災保険対象者について

原則として、常用、日雇、パート、アルバイト等、名称及び雇用形態に関わらず、労働の対価として賃金を受けるすべての労働者が対象となります。

## 負傷原因照会について

仕事中や通勤途中に負傷した場合、健康保険を使って治療することはできません。そのため、外傷性の傷病により健康保険で医療機関を受診された場合は、その原因が「仕事中ではないか」「交通事故やケンカ等、第三者の加害によるものではないか」等の確認の照会を行っております。

適正な保険給付を行うための大切な照会となっております。照会文書が届いた際は、ご回答いただきますようお願いいたします。

# 健康保険委員登録のお願い

協会けんぽ広島支部では、加入者の皆様と協会の橋渡しの役割を担っていただける、事業所において健康保険業務に携わっている方を、「健康保険委員」として募集しています。

## 👍 登録によるメリット

- ①「健康づくり」や「健康保険給付」に関する研修会に無料参加いただけます。  
※研修会に参加できない場合、ご連絡いただければ研修資料を郵便でお届けします。
- ②健康保険委員向けメルマガ「健康プラス」を無料配信します。  
健康保険や健康づくりに関する情報をお届けします。
- ③広島支部ホームページの健康保険委員向けコーナー「健康保険委員の部屋」で実務に役立つ情報をお届けします。



## 👤 健康保険委員のお仕事

- ①健康保険に関する広報物の回覧、加入者への周知
- ②各種申請書に関する加入者からの相談対応
- ③健康診断の受診、健康づくりや生活習慣病予防の啓発
- ④健康保険の運営やサービスに関する提言のお願い

➡ 強制的なお仕事ではございません。  
日常業務に支障のない範囲でご活動ください!

## 登録方法

協会けんぽ広島支部のホームページより「健康保険委員登録届」をダウンロードしていただき、必要事項を記載の上、FAXまたは郵送でお申込みください。

協会けんぽ広島 健康保険委員

## 登録費・年会費

**無料**

※無料メルマガ受信の際の通信料はお客様負担となります

## 申込み及びお問合せ先

協会けんぽ 広島支部  
〒732-8512  
広島市東区光町1-10-19  
日本生命広島光町ビル2階  
TEL:082-568-1014(企画総務グループ)  
FAX:082-568-1130

## お問合せ先

全国健康保険協会広島支部 TEL:082-568-1011(代表)  
〒732-8512 広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル2F  
【ホームページ】<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/hiroshima/>

📄 保険証 保険証が使えるのは退職日当日まで。  
📄 退職後は速やかに保険証を返却してください。

📄 申請書の郵送にご協力ください。



協会けんぽ広島支部は、加入者の皆様の健康増進を図ります!

